

経済性の比較

1. ごみ処理量の設定

(1) プラスチック量の設定

現在、構成市間で異なる不燃ごみの区分を整理するため、表 1 に示す項目を試算します。

表 1 試算項目

市名	推定量を試算する項目
鴻巣市	a) 不燃ごみと分けて回収する「その他プラスチック」 b) 「その他プラスチック」以外の「不燃ごみ」
行田市	a) 不燃ごみと分けて回収する「ペットボトル」 b) 不燃ごみと分けて回収する「容器包装プラスチック」 c) 不燃ごみと分けて回収する「その他プラスチック」 d) a～c 以外の不燃ごみ
北本市	a) 不燃ごみと分けて回収する「その他プラスチック」 b) 「その他プラスチック」以外の「不燃ごみ」

① 鴻巣市及び北本市における不燃ごみ中のプラスチック量

鴻巣市及び北本市において、現在の不燃ごみに含まれる「その他プラスチック」を分別する場合の回収量を試算します。

不燃ごみ中に含まれる「その他プラスチック」の割合を表 2 に示す比率とし、分別回収する場合に得られる市民からの協力（分別協力率）が「80%」になると仮定しました。

不燃ごみの量は、環境省実態調査結果における実績値（平成 25 年度）です。

■不燃ごみから分別回収される「その他プラスチック」の割合： $75\% \times 80\% = 60\%$

・鴻巣市：不燃ごみ（2,911 t）中の「その他プラスチック」量： $2,911 \text{ t} \times 60\% = 1,747 \text{ t}$

・北本市：不燃ごみ（1,554 t）中の「その他プラスチック」量： $1,554 \text{ t} \times 60\% = 932 \text{ t}$

■「その他プラスチック」分別回収後の「不燃ごみ」の割合： $100\% - 60\% = 40\%$

・鴻巣市：「その他プラスチック」分別回収後の不燃ごみ量： $2,911 \text{ t} \times 40\% = 1,164 \text{ t}$

・北本市：「その他プラスチック」分別回収後の不燃ごみ量： $1,554 \text{ t} \times 40\% = 622 \text{ t}$

表 2 不燃ごみ中の「その他プラスチック」と「プラスチック以外のごみ」

組成項目		割合
不燃ごみ	プラスチック	75%
	不燃ごみ	25%

出典：(株) ウィズウェストジャパン（鴻巣市不燃ごみ処理委託業者）へのヒアリング結果による

② 行田市における不燃ごみ中のペットボトル、容器包装プラスチック及びその他プラスチック量

行田市において、現在の不燃ごみに含まれる「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「その他プラスチック」を分別する場合の回収量を試算します。

行田市では、ペットボトル、プラスチックの分別回収を実施していないため、鴻巣市及び北本市における不燃ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチックの比率が、行田市における比率と同じになると仮定しました。

比率は、表3に示す鴻巣市及び北本市のごみ量実績から、下記のとおりとしました。

(不燃ごみ+その他プラ) : 容リプラ : ペットボトル = 63~64 : 29~31 : 6 ÷ 10 : 5 : 1

表3 鴻巣市及び北本市ごみ量実績 (H25)

		H25ごみ量	
		(t/年)	割合
鴻巣市	不燃ごみ	2,911	63%
	容器包装プラスチック	1,447	31%
	ペットボトル	277	6%
	計	4,635	-
北本市	不燃ごみ	1,554	64%
	容器包装プラスチック	708	29%
	ペットボトル	148	6%
	計	2,410	-

出典：環境省実態調査結果（平成25年度実績値）

この比率から、行田市の不燃ごみ実績（3,967 t）を按分し、試算した結果を示します。不燃ごみの量は、環境省実態調査結果における実績値（平成25年度）です。

- 不燃ごみ : $3,967 \text{ t} \times (10/16) \times 40\% = 2,479 \text{ t} \times 40\% = 992 \text{ t}$
- その他プラスチック : $3,967 \text{ t} \times (10/16) \times 60\% = 2,479 \text{ t} \times 60\% = 1,487 \text{ t}$
- 容器包装プラスチック : $3,967 \text{ t} \times (5/16) = 1,240 \text{ t}$
- ペットボトル : $3,967 \text{ t} \times (1/16) = 248 \text{ t}$

③ まとめ

鴻巣市及び北本市における現在の不燃ごみに含まれる「その他プラスチック」及び行田市における「その他プラスチック」、「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」を分別する場合の回収量を試算した結果を表4に示します。

表4 プラスチック量の試算

	項目		t/年	設定	
鴻巣市	不燃ごみ	不燃ごみ	1,164	40%	= 25% + (75% - 60%)
		その他プラスチック	1,747	60%	= 75% × 80%
	容器包装プラスチック		1,447		
	ペットボトル		277		
	合計		4,635		
行田市	不燃ごみ	不燃ごみ	992	40%	= 25% + 15%
		その他プラスチック	1,487	60%	= 75% × 80%
	容器包装プラスチック		1,240	(不燃+その他プラ) : 容プラ : ペットボトル = 10 : 5 : 1	
	ペットボトル		248	(不燃+その他プラ) : 容プラ : ペットボトル = 10 : 5 : 1	
	合計		3,967		
北本市	不燃ごみ	不燃ごみ	622	40%	= 25% + 15%
		その他プラスチック	932	60%	= 75% × 80%
	容器包装プラスチック		708		
	ペットボトル		148		
	合計		2,410		
種類別	不燃ごみ		2,778		
	その他プラスチック		4,166		
	容器包装プラスチック		3,395		
	ペットボトル		673		
	合計		11,012		

(2) 構成市におけるごみ量

構成市における平成 25 年度のごみ量（実績値及び試算値）を表 5 に示します。

項目のうち、粗大ごみ、びん（ガラス類含む）、かん（金属類含む）、ペットボトル（行田市を除く）、容器包装プラスチック（行田市を除く）、古紙・古布の量は、環境省実態調査結果における実績値（平成 25 年度）です。

小型家電、蛍光管、乾電池、その他については、構成市ヒアリング結果（平成 25 年度）となります。

不燃ごみから分別回収される「その他プラスチック」と「容器包装プラスチック」は、あわせて「プラスチック」として示します。

また、鴻巣市及び北本市における「不燃ごみ」及び「プラスチック」並びに行田市における「不燃ごみ」、「ペットボトル」、「プラスチック」及び「容器包装プラスチック」については、前項により試算した結果を示します。

表 5 ごみ量（平成 25 年度）

単位：t/年

	鴻巣市	行田市	北本市	合計
不燃ごみ	1,164	992	622	2,778
粗大ごみ	633	760	576	1,969
びん(ガラス類含む)	843	396	504	1,743
かん(金属類含む)	378	198	212	788
ペットボトル	277	248	148	673
プラスチック	3,194	2,727	1,640	7,561
(内、容リプラ)	(1,447)	(1,240)	(708)	(3,395)
古紙・古布	3,306	1,428	2,056	6,790
小型家電	3	5	0	8
蛍光管	12	9	8	29
乾電池	20	18	17	55
その他	0.5	0	0	0.5

2. 概算費用の設定

(1) 施設規模の算定

前項のごみ量を用い、施設規模を算定した結果を表6に示します。

なお、本項目での規模は、現状のごみ量から試算したものであり、一般廃棄物処理基本計画にて記載する施設規模とは異なります。

表6 施設規模

施設名	処理方式	処理対象品目	H25 (実績)		施設規模	
不燃・粗大ごみ 処理施設	破碎選別	不燃ごみ	2,778 t/年	7.6 t/日	13.3 t/日	22.8 t/日
		粗大ごみ	1,969 t/年	5.4 t/日	9.5 t/日	
資源化施設	選別・圧縮 ・梱包	びん(ガラス類含む)	1,743 t/年	4.8 t/日	8.4 t/日	15.5 t/日
		かん(金属類含む)	788 t/年	2.2 t/日	3.9 t/日	
		ペットボトル	673 t/年	1.8 t/日	3.2 t/日	
	保管	古紙・古布	6,790 t/年	18.6 t/日	232.5 m ³ /日	400 m ²
プラスチック 資源化施設	選別・圧縮 ・梱包	プラスチック	7,561 t/年	20.7 t/日	36.2 t/日	36.2 t/日 (16.3 t/日)
		(内、容リプラ)	(3,395 t/年)	(9.3 t/日)	(16.3 t/日)	
有害物等 ストックヤード	保管	小型家電	8 t/年	0.02 t/日	0.02 m ³ /日	100 m ²
		蛍光管	29 t/年	0.1 t/日	7.7 m ³ /日	
		乾電池	55 t/年	0.2 t/日	15.4 m ³ /日	
		その他	0.5 t/年	0.01 t/日	0.8 m ³ /日	

注) 資源物及び有害物等ストックヤードの保管面積は、各品目3日分を平均2m積置と仮定

処理施設の規模は、「ごみ処理施設構造指針解説(昭和62年8月)」に示される以下式をもとに試算します。

$$\text{施設規模 (t/日)} = \text{処理対象量 (t/日)} \div \text{実稼働率} \times \text{変動係数}$$

- ・稼働日数：240日(2014年土日祝日118日+年始2日+年末1日+点検4日を除く)
- ・実稼働率：0.658(=240日÷365日)
- ・変動係数：1.15

保管施設の規模は、表7に示す品目ごとのかさ比重(換算係数)から、重さあたりの体積を試算します。

表7 体積換算係数

品目	換算係数	備考
古紙	0.08 t/m ³	
廃金属	1.0 t/m ³	不燃平均値
蛍光管	0.013 t/m ³	その他資源
乾電池	0.013 t/m ³	その他資源
その他	0.013 t/m ³	その他資源

出典：設計要領p544

(2) 施設整備費の算定

施設の種類ごとの施設整備費を表8に示します。

施設整備には循環型社会形成推進交付金を活用します。

表8 施設整備費

施設の種類	建設単価	施設規模	建設費	建設費(交付金除く)
不燃・粗大ごみ処理施設	52 百万円/t	22.8 t/日	1,186 百万円	830 百万円
資源化施設(びん・缶)	30 百万円/t	12.3 t/日	441 百万円	309 百万円
資源化施設(ペットボトル)	10 百万円/t	3.2 t/日		
資源化施設(保管)	10 万円/m ²	400 m ²		
プラスチック資源化施設	21 百万円/t	36.2 t/日	760 百万円	532 百万円
有害物等ストックヤード	10 万円/m ²	100 m ²	10 百万円	7 百万円

- ・ 処理施設の建設単価は、表9全国事例における施設整備費の建設単価内訳の最大値(2重枠線内色付きセル)
- ・ 保管施設の建設単価は、表9全国事例における施設整備費の建設単価の平均値(端数切り上げ)
- ・ 施設規模は、表6施設規模の数値
- ・ 建設費は、建設単価に施設規模を乗じて算出
- ・ 建設費(交付金を除く)は、建設費の70%と仮定(交付対象事業費を全体の90%、交付率1/3と仮定)



表9 全国事例における施設整備費

最新事例より

No.	自治体	施設規模	工事着工	設計・建設		施設規模内訳 (t/日)										建設単価内訳 (百万円/t)							
				予定・予算 (税抜)	建設単価	不燃	粗大	びん	缶	ペット	プラ	有害	古紙等	その他	不燃	粗大	びん	缶	ペット	プラ			
1	岡山市	43 t/日	H24.3	3,151,429 千円	73 百万円/t	20	6	8		6		○	3			44	14		10				
2	津市	81 t/日	H25.6	4,377,606 千円	54 百万円/t	42		9	不粗含	5	25					(28)	6	不粗含	3	17			
3	豊中市伊丹市クリーンランド	134 t/日	H21	6,560,476 千円	49 百万円/t	53		81				○	剪定枝	19		30							
4	東根市外二市一町共立衛生処理組合	28 t/日	H20.5	1,650,000 千円	59 百万円/t			14		3	10	1					30		6	21			
5	佐賀県西部広域環境組合	22 t/日	H24	1,361,905 千円	62 百万円/t		22									(62)							
6	ふじみ野市	35 t/日	H25.4	4,901,194 千円	140 百万円/t	-		-	-	-	-	-	-	-	-								
7	一宮市	60 t/日	H23.4	1,663,530 千円	28 百万円/t	51			9							24		4					
8	東村山市	30 t/日	H25.1	1,054,960 千円	35 百万円/t	9.2	9.6	7.8	3.4			0.4				22	9	4					
9	藤沢市	132 t/日	H22	6,729,524 千円	51 百万円/t	70.5		61.5				○				27	24						
10	野田市	32 t/日	H23.4	1,666,476 千円	52 百万円/t	31	1									52							
11	船橋市	63 t/日	H22	2,580,000 千円	41 百万円/t	29	34									41							
12	志木地区衛生組合	38 t/日	H25.5	1,864,200 千円	49 百万円/t	25		13								32	17						
平均						-	-											平均	33	12	4	6	19
コンサルによる集計 (括弧書きの建設単価内訳は、施設の区分が今回の算定に揃わないため参考として表示するもの)																最大	52	30	10	21			
																最小	19	9	4	3	17		

ストックヤード整備費

No.	自治体	年度	m2	予定・予算 (税抜)	建設単価
1	加須市	H21	350	32,510 千円	9 万円/m2
2	鳩ヶ谷市	H24	600	47,619 千円	8 万円/m2
3	幸手市	H21~22	400	20,000 千円	5 万円/m2
4	鴻巣市 (上谷)	H21	350	52,571 千円	15 万円/m2
5	埼玉西部環境保全組合	H28	1,000	138,889 千円	14 万円/m2
6	蓮田市白岡町衛生組合	H24	6,000	237,060 千円	4 万円/m2
平均 (小数点以下切り上げ)			-	-	10 万円/m2

環境省公表の循環型社会形成推進地域計画より集計

(3) 運営・維持管理費の算定

各施設の運営・維持管理費は、表 11 に示す項目ごとに積み上げ、試算しました。まとめたものを表 10 に示します。

表 10 施設の運営維持管理費

施設の種類	運営維持管理費	
	(年間)	(20年間)
不燃・粗大ごみ処理施設	53 百万円	1,060 百万円
資源化施設	139 百万円	2,780 百万円
プラスチック資源化施設	144 百万円	2,880 百万円
有害物等ストックヤード(組合整備)	7 百万円	140 百万円
有害物等ストックヤード(構成市整備)※	21 百万円	420 百万円

※各構成市で運営・維持管理を行うため組合で整備する場合の運営維持管理費の3倍とする

表 11 施設の運営維持管理費(内訳)

① 不燃・粗大ごみ処理施設

項目	数量	年間費用	備考
人件費	5 人	30 百万円/年	
需用費	1 式	8 百万円/年	
保守点検費	1 式	5 百万円/年	
修繕更新費	1 式	5 百万円/年	
その他	1 式	5 百万円/年	環境管理、施設保全等
合計	-	53 百万円/年	

人件費内訳

内容	人数	単価	人件費	備考
所長・副所長	0	-	-	焼却と兼務
事務(一般)	0.5	5,000千円/人年	3百万円/年	他施設と兼務
中央操作	1	6,000千円/人年	6百万円/年	
プラットフォーム監視・受入	2	6,000千円/人年	12百万円/年	
破砕機	1	6,000千円/人年	6百万円/年	
受付・計量	0.5	6,000千円/人年	3百万円/年	他施設と兼務
合計	5	-	30百万円/年	百万円未満切り上げ

② 資源化施設

項目	数量	年間費用	備考
人件費	18 人	84 百万円/年	
需用費	1 式	20 百万円/年	
保守点検費	1 式	10 百万円/年	
修繕更新費	1 式	25 百万円/年	
その他	1 式	0 百万円/年	有価売却益にて相殺
合計	-	139 百万円/年	

人件費内訳

内容	人数	単価	人件費	備考
所長・副所長	0	-	-	焼却と兼務
事務(一般)	0.5	5,000千円/人年	3百万円/年	他施設と兼務
中央操作	1	6,000千円/人年	6百万円/年	
プラットフォーム監視・受入	2	6,000千円/人年	12百万円/年	
手選別	12	4,000千円/人年	48百万円/年	4人×3系列
梱包機	2	6,000千円/人年	12百万円/年	
受付・計量	0.5	6,000千円/人年	3百万円/年	他施設と兼務
合計	18	-	84百万円/年	百万円未満切り上げ

③ プラスチック資源化施設

項目	数量	年間費用	備考
人件費	21 人	94 百万円/年	
需用費	1 式	20 百万円/年	
保守点検費	1 式	5 百万円/年	
修繕更新費	1 式	20 百万円/年	
その他	1 式	5 百万円/年	環境管理、施設保全等
合計	-	144 百万円/年	

人件費内訳

内容	人数	単価	人件費	備考
所長・副所長	0	-	-	焼却と兼務
事務(一般)	0.5	5,000千円/人年	3百万円/年	他施設と兼務
中央操作	1	6,000千円/人年	6百万円/年	
プラットフォーム監視・受入	2	6,000千円/人年	12百万円/年	
手選別	16	4,000千円/人年	64百万円/年	4人×4系列
梱包機	1	6,000千円/人年	6百万円/年	
受付・計量	0.5	6,000千円/人年	3百万円/年	他施設と兼務
合計	21	-	94百万円/年	百万円未満切り上げ

④ 有害物等ストックヤード

項目	数量	年間費用	備考
人件費	1 人	4 百万円/年	
需用費	1 式	1 百万円/年	
保守点検費	1 式	0 百万円/年	
修繕更新費	1 式	1 百万円/年	
その他	1 式	1 百万円/年	環境管理、施設保全等
合計	-	7 百万円/年	

人件費内訳

内容	人数	単価	人件費	備考
所長・副所長	0	-	-	他施設と兼務
事務(一般)	0	5,000千円/人年	百万円/年	他施設と兼務
中央操作	0	6,000千円/人年	百万円/年	設備なし
プラットフォーム監視・受入	0	6,000千円/人年	百万円/年	設備なし
手選別	1	4,000千円/人年	4百万円/年	ピックアップ要員
梱包機	0	6,000千円/人年	百万円/年	設備なし
受付・計量	0	6,000千円/人年	百万円/年	他施設と兼務
合計	1	-	4百万円/年	百万円未満切り上げ

注) 人件費及び運営維持管理費はコンサル試算

(3) 施設を整備しない場合（構成市単独処理）

組合に施設を整備せず構成市で単独処理を行う場合を表 12 に示します。

試算にあたって設定した詳細な処理単価や処理費用を表 13 に示します。

なお、本試算は、新たに整備する施設の検討を行うために作成したものです。本項目での費用は、現状のごみ量等から試算したものであり、構成市における実委託費の数値とは異なる場合があります。

表 12 処理費用

単位：百万円/年

	鴻巣市	行田市	北本市	合計
不燃ごみ	52	45	26	123
粗大ごみ	22	27	20	69
資源物	53	22	26	101
プラスチック	137	117	66	320
有害物等	3	3	2	8

単位：百万円/20年

	鴻巣市	行田市	北本市	合計
不燃ごみ	1,040	900	520	2,460
粗大ごみ	440	540	400	1,380
資源物	1,060	440	520	2,020
プラスチック※	2,740	2,340	1,320	6,400
有害物等	60	60	40	160

※ 次ページ以降で示す施設ごとの比較（単位：億円/20年）では、構成市ごとに1千万円単位の数値を四捨五入して算出するため、ここに示す合計金額とは異なる。

表 13 民間処理委託費用の設定

	鴻巣市					行田市					北本市				
	処理量 (t/年)	処理単価		処理費用 (百万円)	設定方法	処理量 (t/年)	処理単価		処理費用 (百万円)	設定方法	処理量 (t/年)	処理単価		処理費用 (百万円)	設定方法
		(円/t)	(千円/t)				(円/t)	(千円/t)				(円/t)	(千円/t)		
不燃ごみ	1,164	44,831	45	52	実績単価	992	44,831	45	45	他2市最大単価	622	40,800	41	26	実績単価
粗大ごみ	633	35,000	35	22	他事例	760	35,000	35	27	他事例	576	35,000	35	20	他事例
びん(ガラス類含む)	843	-	-	53	実績費用	396	-	-	22	実績費用	504	-	-	26	実績費用
かん(金属類含む)	378	-	-			198	-	-	(B)		212	-	-		
ペットボトル	277	-	-			(A)	248	10,941	11		3	(C)	148		
全プラ	3,194	42,700	43	137	単価契約	2,727	42,700	43	117	他2市最大単価	1,640	39,500	40	66	単価契約
(内、容リプラ)	(1,447)	(42,700)	(43)	(62)		(1,240)	(42,700)	(43)	(53)		(28)	(708)	(39,500)	(40)	
古紙・古布	3,306	-	-	Aに含む	実績費用	1,428	-	-	Bに含む	実績費用	2,056	-	-	Cに含む	実績費用
小型家電	3	5,000	5	0	単価契約	5	5,000	-	0	他2市最大単価	0	5,000	5	0	鴻巣市単価
蛍光管	12	-	-	1	実績費用	9	-	-	1		8	-	-	1	実績単価
乾電池	20	87,000	87	2	単価契約	18	87,000	-	2		17	-	-	1	実績単価
その他	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-

単価設定 (赤字は独自設定)
 総額設定 (赤字は独自設定)

出典：構成市へのヒアリング結果に基づきコンサル作成

■処理単価及び処理費用の設定にあたっての条件

- ① 処理単価表があるごみ種については、原則として単価契約の単価を使用
- ② 処理単価表がないごみ種については、中間・最終処理委託費総額を処理量で除した単価を使用
- ③ 一つのごみ種につき市内で複数の業者に委託している場合は、全業者に係る中間・最終処理委託費総額を全処理量で除した単価を使用
- ④ 粗大ごみについては、建設物価(2015.1月号)に示される施設のうち、最も近い「エコフロンティアかさま」の柱、角材、机・テーブル等の木製品の処理単価(35千円/t)を使用
- ⑤ 資源物(びん・かん・ペットボトル(行田市除く)・紙・古布・金属類)については、処理委託費のみの抽出が困難であるため、収集運搬・処理処分費の合計に対し28%^{※1}を処理費用とする
 ※1 鴻巣市川里地区及び吹上地区(収集運搬と処理処分委託を分けて契約)における、資源物の収集運搬・処理処分費の合計に対する処理処分費の割合
- ⑥ 行田市の不燃ごみ、ペットボトル^{※2}及び全プラスチック並びに容器包装プラスチックについては、鴻巣市及び北本市のうち高い方の処理単価を使用
 ※2 ペットボトルの処理単価については、鴻巣市及び北本市の資源物処理費用を資源物量で除した単価(全資源物の平均処理単価)を使用

3. 施設ごとの比較

(1) 負担金の設定

本組合規約の規定に基づき、人口割 100%と設定し、表 14 のとおり試算しました。

表 14 負担金割合

負担金割合				
	鴻巣市	行田市	北本市	合計
人口割	119,978	85,374	69,038	274,390
100%	44%	31%	25%	100%

注) H25.1.1 現在の人口

(2) 各施設での経済性比較

整備する施設における経済性比較の結果を表 15～表 18 及び図 1～図 4 に示します。

表 15 不燃・粗大ごみ処理施設での経済性比較

単位：億円			単位：億円		
項目	組合で整備	構成市単独処理		組合で整備	構成市単独処理
施設整備	8	-	鴻巣市	8	14
運営・維持管理	11	-	行田市	6	14
処理委託費	鴻巣市	-	北本市	5	9
	行田市	-	計	19	37
	北本市	-	合計	19	37
	計	-			
合計	19	37			

- ・ 施設整備は、表 8 施設整備費の建設費（交付金を除く）の数値
- ・ 運営・維持管理は、表 10 施設の運営維持管理費、運営維持管理費（20 年間）の数値
- ・ 処理委託費※は、表 12 処理費用の不燃ごみと粗大ごみを合わせた数値

※ 仮定・推計値を用いており、構成市における実委託費の数値とは異なる場合がある

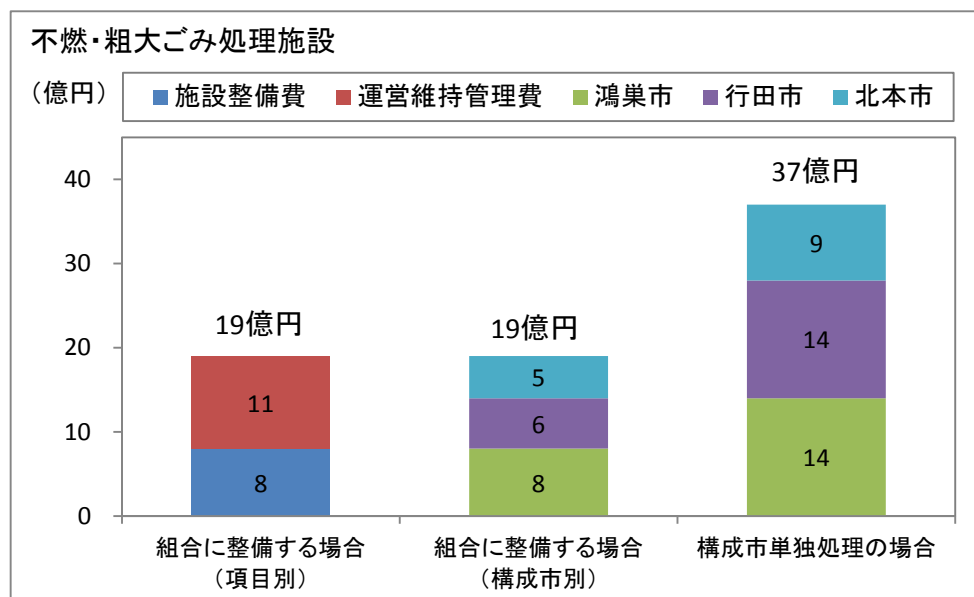


図1 不燃・粗大ごみ処理施設での経済性比較

表16 資源化施設（容器包装プラスチックを除く）での経済性比較

単位：億円			単位：億円		
項目	組合で整備	構成市単独処理		組合で整備	構成市単独処理
施設整備	3	-	鴻巣市	14	11
運営・維持管理	28	-	行田市	9	4
処理委託費	鴻巣市	-	北本市	8	5
	行田市	-	計	31	20
	北本市	-			
	計	-			
合計	31	20			

- ・ 施設整備は、表8 施設整備費の建設費（交付金を除く）の数値
- ・ 運営・維持管理は、表10 施設の運営維持管理費、運営維持管理費（20年間）の数値
- ・ 処理委託費[※]は、表12 処理費用の資源物の数値

※ 仮定・推計値を用いており、構成市における実委託費の数値とは異なる場合がある

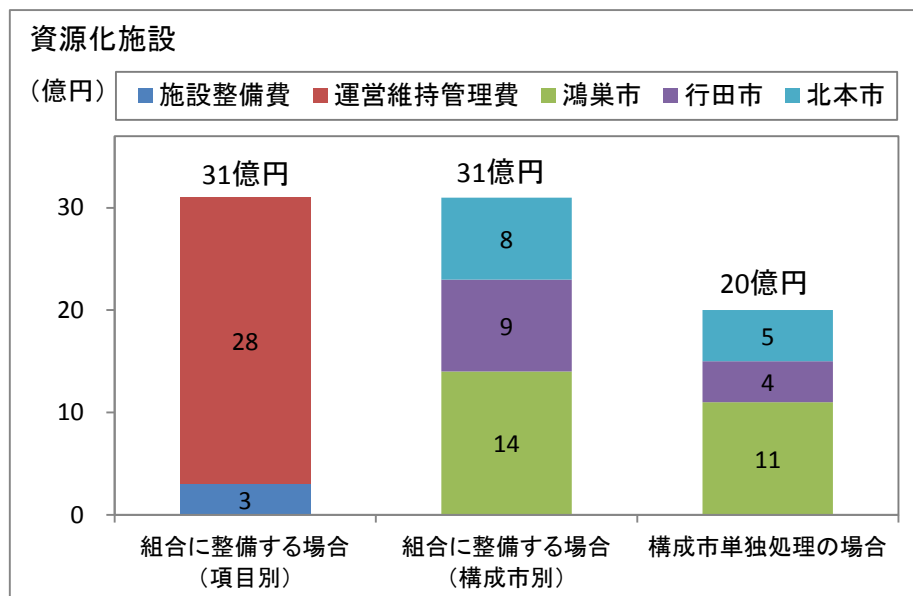


図2 資源化施設（容器包装プラスチックを除く）での経済性比較

表 17 プラスチック資源化施設での経済性比較

単位：億円

項目	組合で整備	構成市単独処理
施設整備	5	-
運営・維持管理	29	-
処理委託費	鴻巣市	27
	行田市	23
	北本市	13
	計	63
合計	34	63

単位：億円

	組合で整備	構成市単独処理
鴻巣市	15	27
行田市	11	23
北本市	8	13
合計	34	63

- ・ 施設整備は、表 8 施設整備費の建設費（交付金を除く）の数値
- ・ 運営・維持管理は、表 10 施設の運営維持管理費、運営維持管理費（20 年間）の数値
- ・ 処理委託費[※]は、表 12 処理費用のプラスチックの数値

※ 仮定・推計値を用いており、構成市における実委託費の数値とは異なる場合がある

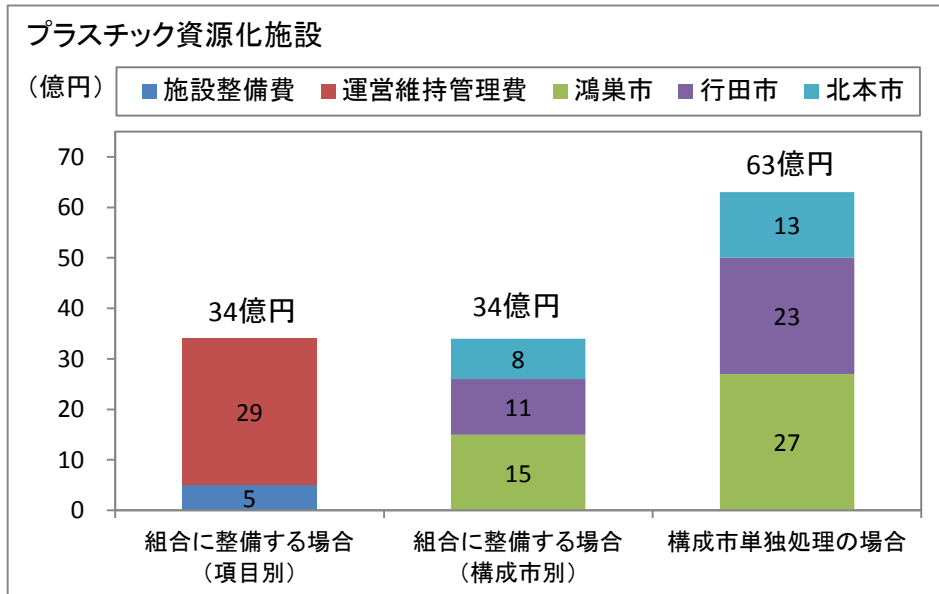


図 3 プラスチック資源化施設での経済性比較

表 18 有害物等ストックヤードでの経済性比較

単位：億円			単位：億円		
項目	組合で整備	構成市単独処理		組合で整備	構成市単独処理
施設整備	0.1	-	鴻巣市	1.3	2.0
運営・維持管理 [※]	1.4	4.2	行田市	1.0	2.0
処理委託費	鴻巣市	0.6	北本市	0.8	1.8
	行田市	0.6	計	3.1	5.8
	北本市	0.4			
	計	1.6			
合計	3.1	5.8			

※構成市単独処理の場合の運営・維持管理費は、3市合算した値

- ・ 有害物等の処理困難物については外部専門業者への委託により処理が行われるため、組合・構成市のどちらにストックヤードを整備する場合であっても処理委託費が発生する
- ・ 施設整備は、表 8 施設整備費の建設費（交付金を除く）の数値
- ・ 運営・維持管理は、表 10 施設の運営維持管理費、運営維持管理費（20年間）の数値
- ・ 構成市単独処理の場合の運営維持管理費は、表 10 施設の運営維持管理費、運営維持管理費（20年間）の数値を3倍（3市分）した数値
- ・ 処理委託費[※]は、表 12 処理費用の有害物等の数値

※ 仮定・推計値を用いており、構成市における実委託費の数値とは異なる場合がある

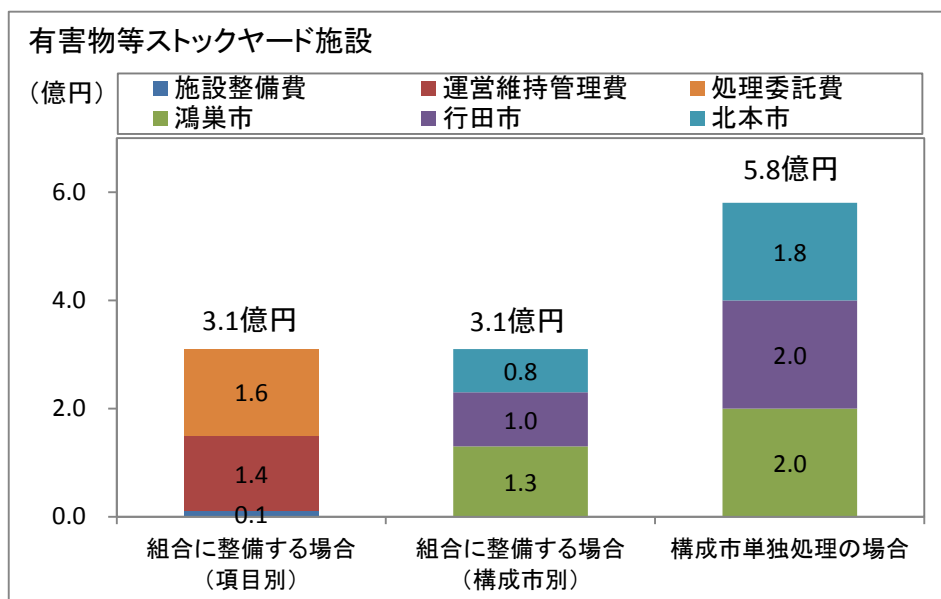


図 4 有害物等ストックヤードでの経済性比較